

## 安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」使用に係る取扱基準

### （趣旨）

第1条 この規定は、安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」（以下「ブランドロゴ」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 ブランドロゴとは、安平町（以下「本町」という。）が別に定めるブランド VI マニュアル（以下「マニュアル」という。）に規定するロゴ、デザイン、カラーその他一切の視覚要素をいう。

### （使用目的）

第3条 ブランドロゴは、本町の魅力づくりや地域に対する町民の愛着や誇りの向上など、本町のイメージアップにつながる目的に使用することができる。

### （非保証）

第4条 ブランドロゴは、使用することにより本町をPRしていく意思を表明するものであり、本町が、特定の事業、商品及びサービス等の推奨や品質保証などを行うものではない。

### （権利の帰属）

第5条 ブランドロゴに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、本町に帰属するものとする。

2 使用者は、ブランドロゴに関して新たな権利の取得又は登録出願を行ってはならない。

3 使用者は、第三者による権利侵害又はそのおそれを発見した場合、速やかに本町へ報告しなければならない。

### （使用料）

第6条 ブランドロゴの使用料は無料とする。

### （使用申請）

第7条 非営利活動を目的としてブランドロゴの使用を希望する者は、安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」使用（許可）申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 営利活動を目的としてブランドロゴの使用を希望する者は、安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」使用（許可）申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。また、これに併せて次の各号に定めるものを提出しなければならない。

（1）企画書等、ブランドロゴの使用内容がわかるもの。

（2）ブランドロゴの使用状況がわかる見本。

（3）企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料。

（4）その他、本町が提出を求める資料。

3 前項の許可申請にかかる物品の完成品は、速やかに本町に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と本町が認めるものについては、その画像データ等により代替できる。

4 第1項に規定する申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は不要とする。

- (1) 本町が使用する場合。
- (2) 町内公立学校等が教育活動において使用するとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体が第3条に基づいて使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、本町が申請不要と認めた場合。

(資格要件)

第8条 第7条の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ブランドロゴの使用を認めない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用許可基準)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ブランドロゴの使用を認めない。

(1) 本町の品位を傷つけるおそれがある場合。

(2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。

(3) 社会通念上不適切な利益を得る目的で利用されるおそれがある場合。

(4) 本町の事業又は本町が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。

(5) マニュアルに定める仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合。

(6) 本町または本町以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害するおそれがある場合。

(7) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合。

(8) その他承認することが不相当と認められる場合。

(使用許可)

第10条 本町が第7条第1項及び第2項に規定するブランドロゴ使用許可申請を受理したときは、その内容を審査した上で、「ABILIKE（アビライク）」ブランドロゴ使用許可・不許可通知書（様式第2号）で申請者へ通知するものとする。

(使用期間)

第11条 ブランドロゴの使用期間は、最長で5年若しくは申請書に記載された内容のとおりとする。

2 第7条第2項のブランドロゴの使用期間は、原則として2年間以内とし、次項による場合を除き、申請書に記載された内容のとおりとする。

3 本町は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許可・不許可通知書に記載して通知する。

4 第1項又は第2項の使用期間満了後において、ブランドロゴを使用しようとするとき

は、改めて使用申請を行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第10条の規定に基づく許可を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第7条の申請があったものとみなす。

(使用上の遵守事項)

第12条 ブランドロゴの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

(1) マニュアルに従い、使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。

(2) ブランドロゴの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。

(3) ブランドロゴを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ブランドロゴを商品名として使用しないこと。

(4) ブランドスローガン、又はブランドロゴ自体を商品化しないこと。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(5) ブランドロゴのイメージ、信用を損なうことがないよう適正に使用するとともに、成果品の安全性、品質等に責任を負うこと。

(6) 本町がブランドロゴ使用物件の品質保証などを行うものではないため、当該物件に「安平町推奨」「安平町認定」等の文言は使用しないこと。

(7) 各種法令を遵守すること。

(変更申請)

第13条 使用許可を受けた者が、ブランドロゴの使用方法を変更するときは、改めて第7条に規定する使用申請を行うものとする。

(使用改善)

第14条 本町は、使用者が第9条各号のいずれかに該当する使用をしていると認めるときは、使用者に改善を指示することができる。

(使用取消)

第15条 使用者が前条の指示に速やかに従わないときは、本町は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本町はその責めを負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第16条 ブランドロゴの使用に際し、制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者は速やかに本町に報告するとともに、使用者がその責任のもとに必要な処理を行わなければならない。その場合本町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 前項の処理に関して、本町が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか、ブランドロゴの使用に関し必要な事項は本町が別に定める。

附則 この規定は令和8年5月15日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

安平町ブランドロゴ「ABILIKE (アビライク)」使用 (許可) 申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者住所  
団体等名称  
代表者名  
電話番号  
担当者

次のとおり安平町ブランドロゴを使用したいので申請します。

■ブランドロゴの使用について

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 使用目的           | 非営利目的で使用 ・ 営利目的で使用        |
| 使用内容<br>(使用方法) | ※具体的な使用内容、方法 (商品名・媒体) を記載 |
| 使用場所           |                           |
| 使用期間           |                           |

■誓約事項

安平町ブランドロゴ「ABILIKE (アビライク)」使用に係る取扱要綱第 8 条に該当しないことへの誓約

誓約します

■添付資料 (営利目的の場合)

- (1) 使用内容がわかるもの (企画書等)
- (2) サンプル (使用状況が確認出来る見本※画像データでも可)
- (3) 企業概要等申請者の活動内容がわかる資料

様

安平町長

安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」使用許可・不許可決定通知書  
年 月 日付けで申請のあった ABILIKE ブランドロゴの使用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分

- 許可  
 不許可

2 許可内容

|      |               |
|------|---------------|
| 使用内容 |               |
| 使用場所 |               |
| 使用期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |

- (1) 安平町ブランドロゴ「ABILIKE（アビライク）」取扱要綱を遵守すること
- (2) ブランドVI マニュアルを遵守すること
- (3) 許可を受けた内容に従って使用すること
- (4) 使用内容の変更時は再申請すること
- (5) その他条件：

3 不許可理由

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

4 注意事項

- (1) 安平町は品質保証・推奨を行うものではありません
- (2) 事故・苦情等は使用者の責任において対応してください
- (3) 要綱に違反した場合は許可を取り消すことがあります。